

(表紙)

富  
士  
川  
町  
森  
林  
整  
備  
計  
画

山  
梨  
県

富  
士  
川  
町

富士川町森林整備計画  
(変更)

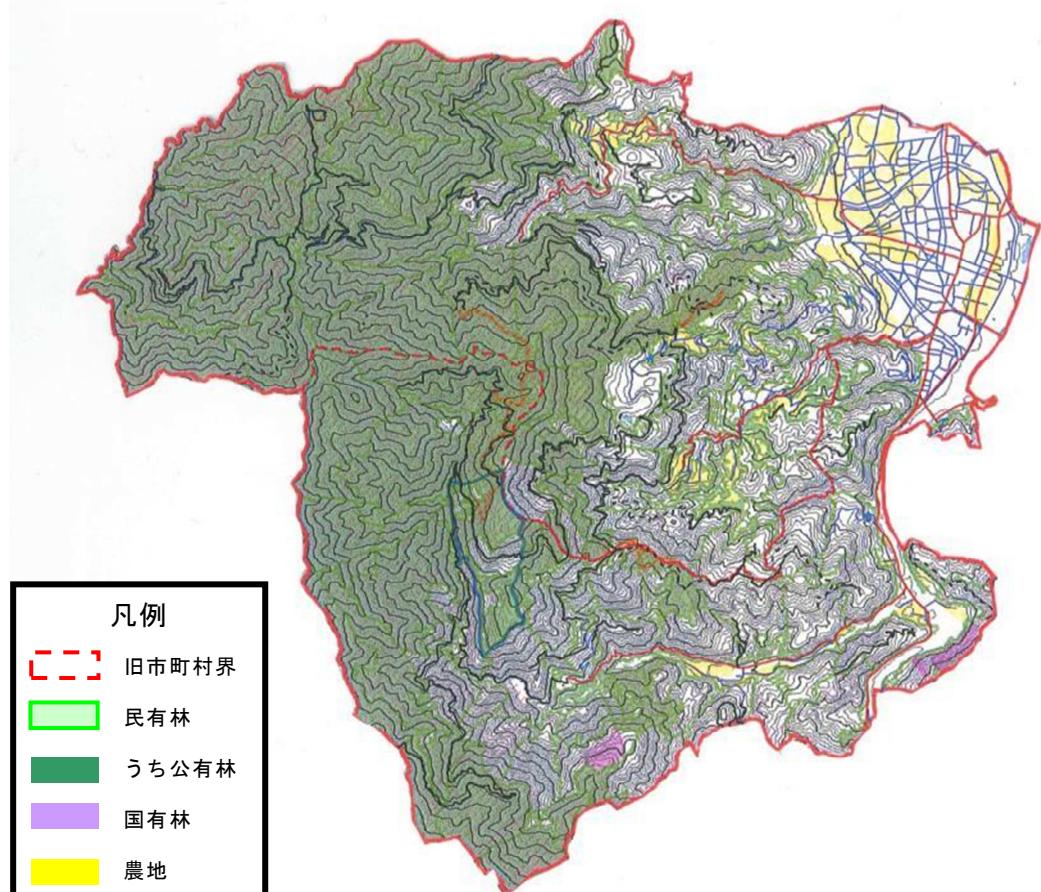
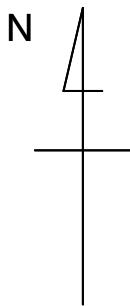
計画期間　自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 12 年 3 月 31 日  
(変更年月日 令和 4 年 4 月 1 日)

山 梨 県  
富 士 川 町

## 変更理由

- 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項の追加
  - ・「森林施業の合理化に関する基本方針」について、課題の解決や森林の利用を推進するため、森林環境譲与税を活用することとしたため、追加するものである。
- 森林の整備に関する事項の記載内容の追加
  - ・「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」について、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう伐採・搬出方法について追加するものである。
  - ・「天然更新に関する事項」について、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を市町村森林整備計画において新たに定めたことに伴い、天然力の活用により適確な更新が図られる条件を追加するものである。
  - ・「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」について、地域森林計画において市町村森林整備計画でその基準を定めることされたため追加するものである。
  - ・「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」について、複層林施業の具体例を追加するものである。
  - ・「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法」について、地域森林計画において、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定及び施業方法を市町村整備計画で示すこととされたためその設定条件と方法を追加するものである。
  - ・「森林経営管理制度の活用に関する事項」について、森林経営管理事業で実施する森林整備に関する詳細事項は、森林経営管理意向調査全体計画で定めることとしたため追加するものである。
- その他森林の整備のために必要な事項の追加
  - ・「その他必要な事項」について、町の森林環境譲与税の使途に関する活用方針を定めたため、追加するものである。

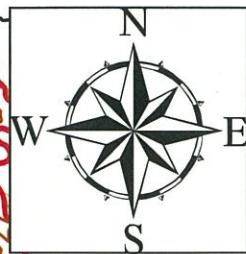
## 富士川町位置図



凡例	
	旧市町村界
	民有林
	うち公有林
	国有林
	農地
	国・県道
	町道

縮尺：6万分の1

# 富士川町森林整備計画概要図



1:60,000

## 凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 民有林
- うち公有林
- 国有林
- 農地
- 植栽によらなければ更新が困難な森林
- 保健機能森林
- 保安林・他法令による地区指定
- 路網整備等推進区域
- 林道
- 林道開設予定線
- 林业专用道
- 林业专用道开设予定线
- 国県道
- 市町村道
- 活動拠点施設
- 森林整備に必要な施設
- 林産物生産加工販売施設
- 生活環境施設
- 森林の総合利用施設

0 2,375 4,750

4,750

9,500 m

目次 (○印 変更の有する計画事項又は計画項目)

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	— 1 —
1	森林整備の現状と課題	— 1 —
2	森林整備の基本方針	— 1 —
○ 3	森林施業の合理化に関する基本方針	— 5 —
II	森林の整備に関する事項	— 6 —
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	— 6 —
1	樹種別の立木標準伐期齢	— 6 —
○ 2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	— 6 —
3	その他必要な事項	— 7 —
第 2	造林に関する事項	— 8 —
1	人工造林に関する事項	— 8 —
○ 2	天然更新に関する事項	— 10 —
○ 3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項	— 11 —
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく 伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	— 12 —
5	その他必要な事項	— 12 —
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐 及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	— 12 —
1	間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	— 12 —
2	保育の種類別の標準的な方法	— 13 —
3	その他必要な事項	— 14 —
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	— 15 —
○ 1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	— 15 —
○ 2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	— 17 —
3	その他必要な事項	— 23 —
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は 経営の実施の促進に関する事項	— 23 —
1	森林の経営の受委託等による 森林の経営の規模の拡大に関する方針	— 23 —
2	森林の経営の受委託等による 森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	— 24 —
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	— 24 —
○ 4	森林経営管理制度の活用に関する事項	— 24 —
5	その他必要な事項	— 25 —
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	— 25 —
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	— 25 —

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	—25—
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	—25—
4	その他必要な事項	—26—
第7	作業路網その他森林の整備のために	
	必要な施設の整備に関する事項	—26—
1	効率的な森林施業を推進するための	
	路網密度の水準及び作業システムに関する事項	—26—
2	路網整備と併せて効率的な	
	森林施業を推進する区域に関する事項	—27—
3	作業路網の整備に関する事項	—27—
4	その他必要な事項	—31—
第8	その他必要な事項	—31—
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	—31—
2	森林施業の合理化を図るために	
	必要な機械の導入の促進に関する事項	—32—
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	—33—
III	森林の保護に関する事項	—34—
第1	鳥獣害の防止に関する事項	—34—
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	—34—
2	その他必要な事項	—34—
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防	
	その他森林の保護に関する事項	—35—
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	—35—
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	—35—
3	林野火災の予防の方法	—35—
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	—35—
5	その他必要な事項	—36—
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	—37—
1	保健機能森林の区域	—37—
2	保健機能森林の区域内の森林における	
	造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	—37—
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	—37—
4	その他必要な事項	—37—
V	その他森林の整備のために必要な事項	—38—
1	森林経営計画の作成に関する事項	—38—
2	生活環境の整備に関する事項	—39—
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	—39—
4	森林の総合利用の推進に関する事項	—39—

5	住民参加による森林の整備に関する事項	… … … … -39-
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	… … … … -39-
○ 7	その他必要な事項	… … … … -40-

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、甲府盆地の南西部に位置し、一級河川富士川に沿って集落が発達してきた。西には、櫛形山や源氏山などの2,000m級の山々がそびえ、それらを源とする戸川や大柳川などが町内を横断し、人々の生活を潤している。町の東部は市川三郷町、西部は早川町、南部は身延町、北部は南アルプス市に隣接しており、総面積は11,200haで、山梨県の面積の2.5%を占めている。このうち、森林面積は9,194.80haで、総面積の82%を占め、豊かな森林資源を有す山村地域である。

森林の保有形態は、私有林が3,900.24ha、県有林が4,963.35ha、県有林を除く公有林が313.93ha、国有林が17.28haとなっている。また、人工林の面積は5,706.61haあり、県平均の人工林比率を大きく上回っている。しかしながら、森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や、相続未登記等の理由から、森林を集約化することが困難である事等が影響して主伐・更新を行う森林の減少と共に施業放棄林が増加しており、道路沿線や人家・公共施設周辺の森林では台風の大型化等により風倒木被害の危険性が高まり、里山が藪になったため景観の悪化や農地周辺にシカやイノシシ等が定着し農林業被害が常態化する等、森林が有する公益的機能の低下に加えて生活環境に影響を及ぼす問題が発生している。

今後、森林の有する多面的機能を発揮させていくためは、間伐及び皆伐・再造林等の森林整備を早急かつ計画的に実施していくことが重要である。また、林業の活性化及び森林整備を促進するためには利用間伐を積極的に推進する必要があるため、林道・林業専用道・森林作業道の整備を推進することが重要である。このような森林の抱える諸問題に対しては、その性格上一朝一夕に解消可能とはならないことから、緊急課題としながらも、長期的展望を踏まえた計画が必要である。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壤の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

## ①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

## ②山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

## ③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

## ④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

## ⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

## ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

## ⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成单層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病害虫、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は樹木の根系が発達し立木の倒伏の危険が少ない森林とし、藪になった里山の森林は林内が明るくて見通しが良く、特に農地周辺では耕作放棄地の対策等とも連携して獣害を防ぐ緩衝帯となる森林の整備を図るものとする。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

### ①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

### ③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ④保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

### ⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林

の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は間伐及び高齢化し樹高の高くなった林分の積極的な更新を図り、藪になった里山の森林は除伐、間伐等を実施することにより、安全な生活環境の整備、美しい里山の景観形成、農林業等の環境整備を推進することとする。

最勝寺地区	水源涵養機能、及び山地災害防止機能を発揮させる地域で、施業にあたっては、長伐期、複層林施業を主体として行い、水土保全機能を考慮した森林の造成に努める。
平林・眷米地区	保健文化等の森林の総合利用を推進する地域で、町民や広く一般の人の教育文化の向上、保健休養、余暇利用の場として整備してきた。今後、林業体験活動等様々な事業を行い、かつての健全な森へと再生させてゆき、野生動植物と共生する森づくりを実施する。
小室地区	水源涵養機能、及び山地災害防止機能を発揮させる地域で、施業にあたっては、水土保全機能を考慮した森林の造成に努める。
高下地区	水源涵養機能、及び山地災害防止機能を発揮させる地域で複層林、育成天然林や集落周辺の森林を整備することにより、多様な森林の整備を推進して、森林の総合利用を図る。また、林道等の生産基盤を積極的に整備する。
五開地区	十谷北団地は人工林帯が明確な複層林を形成しており、森林施業における効果的な林分配置を形成している。しかしながら、作業道の整備が遅れており、伐採木の効率的搬出作業に難を示している。 十谷南団地は北団地と同様の問題点を有しているが、官行造林・県管理分収林及び森林整備センターによる造林といった分収造林も盛んに行われている地区であることから、林道及び作業道の計画的整備を推進していく必要

がある。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事や、比較的作業条件が良い場所に地目が畠等の人工林・天然林が存在する事が面的な森林施業の集約化の促進を困難にしている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで標準的な人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入や、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

また、上記1から3の課題の解決や森林の利用を推進するため、森林環境譲与税を活用することとし、その活用に関する基本的な施策や事業の優先度、用途及び留意事項等については、「富士川町森林環境譲与税の使途に関する活用方針」に記載される事項を遵守する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木標準伐期齢

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町 全域	年 40	年 45	年 40	年 40	年 50	年 70	年 30	年 15	年 50

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

**皆伐：**皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

**択伐：**択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30 % 以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40 % 以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとすること。特に、伐採後の更新を

天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

### 3 その他必要な事項

①木材生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。

②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。

④伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分に留意することとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、高木性広葉樹

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努める。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ		3,000	
高木性広葉樹		3,000～6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

##### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。

	低コスト造林の機械地拵えでは、集材等で使用したグラップル等の機械により末木枝条等を整理し植栽場所を確保するなど、造林・保育作業の低コスト化を図る。
植付けの方法	<p>植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。</p> <p>(1) 裸苗を植栽する場合</p> <p>活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。</p> <p>①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壤の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>(2) ポット苗を植栽する場合</p> <p>ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p> <p>(3) コンテナ苗を植栽する場合</p> <p>植栽する深さは、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出る位にする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上に軽く土をかける。</p> <p>(4) その他</p> <p>植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。</p>
植栽の時期	<p>裸苗を植栽する場合は、根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。</p> <p>ポット苗・コンテナ苗を植栽する場合は、植栽の時期は、厳冬期・乾燥期を除けば時期を選ばない。</p>

※上記の表による標準的な方法によるものその他、状況に応じてコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を検討し、低コスト化に努める。

### （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐

採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出において、5ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には現地確認等を実施して天然更新の実施の可否を判断する。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹木	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を成立させることとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、概ね50cmとする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、搔き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。

芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の育成が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して必要な本数の植え込みを行う。なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

#### ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

##### 天然更新完了の判断基準

第2の1の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」による。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10

本/ha 以上残存している場合は除く。

- ・ササ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ただし、IV の 1 の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記の基準による森林のうち、所在の明らかな森林はなし。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第 2 の 2 の (2) に定める期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数とする。(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)

5 その他必要な事項

該当なし。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉(樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が 35 % 以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齡				標準的な方法（%、本）		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	(間伐率(本数))		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32	長伐期施業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~22	28~32	長伐期施業		(30~40) 800~1,000	(35~45) 600~800	
ヒノキ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	16~22	23~29	30~36	長伐期施業	(15~25) 400~600	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~24	30~36	長伐期施業		(20~35) 600~800	(30~40) 500~700	
アカマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	4,000	16~20	21~26	27~32		(20~30) 700~900	(30~40) 600~800	(30~40) 300~500
カラマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32		(25~35) 700~900	(25~35) 500~700	(30~40) 300~500

※ 長伐期施業：主伐林齡を標準伐期齡の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齡未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齡以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数												標準的な方法 (中仕立て)	備考	
		年	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15	20		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1								植栽木の高さが、下草の概ね1.5倍になるまで行う。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1								実施時期は、6~8月頃を	
	アカマツ	1	1	1	1	1										

	カラマツ	1	1	1	1	1							目安とする。	
つる切	スギ							1					下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6月～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ								1					
	アカマツ						1						実施時期は、6月～7月頃を目安とする。	
	カラマツ						1							
除伐	スギ								1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1				
	アカマツ								1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、8～10月頃を目安とする。	
	カラマツ								1					
枝打ち	スギ								1		1		病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬とする。	
	ヒノキ								1			1		
	アカマツ												病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬とする。	
	カラマツ													

下刈の回数を省略する場合は、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。下刈の終了時期は、大部分の造林木が周辺植生の高さと同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。必要に応じて、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な方法を決定すること。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

#### (2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。 初回間伐については収量比数 0.7 前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積

( $R_y = 0.8$  となる材積)

単位 :  $m^3/ha$

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

### (3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1 及び3に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定める。

## 森林の伐期齢の下限

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町 全域	年 50	年 55	年 50	年 50	年 60	年 80	年 40	年 25	年 60

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

### イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2に定める。

## 複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例（森林経営計画の基準例）

### ○ 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
伐区の形状	保残帯の幅 20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)  伐区面積: 1ha未満	伐区面積: 0.05ha未満
伐区の形状	伐採する帯の幅: 40m未満	伐採する帯の幅: 10m未満
間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらないければ遅延な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹種								その他 広葉樹
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		
	用材用	その他							
本町 全域	年 80	年 90	年 80	年 80	年 100	年 140	年 60	年 30	年 100

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「別表1」に定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

### (2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安と

する。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにすることとする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

別表1

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  県有林 Ⓐ	82~89, 105-1, 105-2, 106-1, 106-2, 106-3, 107, 108-1, 108-2, 109-1, 109-2, 110-1, 110-2, 110-3, 111-1, 111-2, 112-1, 112-2, 113~116, 117-1, 117-3, 118-2, 119~132, 178-1 林班  ただし、以下の小班を除外する (83 ほ 6, 84 い 1~3, 87 に 2~4, は 1, 2, 4, 6, ろ 1, 4~7, 88 い 1, 2, 5, は 2, 3, 6, ろ 1, 2, 89 い 2~4, 106-2 い 1, 2, 107 ろ 1~4, 6, 108-1 い 2, に 2~5, 9, は 6, 7, ～ 2, ほ 1~7, ろ 1, 2, 109-1 い 3, 6, ろ 2, 5, 6, 109-2 い 2, 4, は 1, 3~5, ろ 1, 113 ろ 10~13, 114 に 1~7, は 1~4, ほ 1~4, 6~13, ろ 4, 5, 115 ち 2, に 1~3, 5, ～ 2, 3, ほ 2, 4, 5, 7, り 1, 2, 4~11, ろ 7, 116 い 2~4, ち 1~6, と 1~6, に 1, 2, は 7~9, ～ 1, 2, ほ 1~8, り 2, ろ 1~16, 117-1 い 1~9, ろ 2~4, 117-3 い 1, 2, 118-2 い 2, 119 い 1, 2, 5~7, に 1~4, ～ 1~5, 7, 9~11, ほ 1, 3, 4, 120 い 1, ろ 3, 4, 7, 8, 121 い 2, 3, に 1~4, は 1~11, 13~23, 26, ろ 1, 2, 4, 6, 7, 122 い 2~19, 21~27, 30~32, 34, 35, 37~47, ぬ 1, 2, ろ 1, 2, 123 い 1, 2, 4, 6~8, 10~17, ろ 2, 4, 6, 11, 13, 14, 124	3, 233. 56

	い 1, 3~8, 10, 12~17, ち 2, と 1~3, に 1, 3~15, 17, 19~24, ん 1, は 2, 3, 5~7, へ 1~3, ほ 1, 2, 4, 5, り 2, 125 に 1, 2, 4~11, は 2~4, ろ 3, 5~8, 126 い 1~4, 128 ち 3 ~5, と 3, 4, に 1~4, は 1, 2, 4, 5, へ 1, 2, 4, 6, 8, ほ 1~5, ろ 2~4, 7, 8, 10, 129 い 3, 4, に 1, 7~10, は 4, ろ 1~3, 130 い 1~4, 6~12, 14, 15, 18~22, は 1~3, 131 い 2, 3, 5, ろ 3, 132 と 1, 7, 11, に 5, 6, 11, へ 1)	
民 有 林 Ⓐ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 102, 103, 104, 105, 106, 10 7, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116 , 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 130, 131 林班  ただし、以下の林小班を除く (14-6, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 553, 554, 1147, 5648, 5649, 5650, 5651, 5654, 5655, 5656, 5660, 5661, 5664, 5668, 5676, 5678, 5679, 5682, 5685, 5687, 5688, 5690, 5691, 5692, 5696, 5702, 5704, 5710, 5716, 5717, 5723, 5724, 5725, 5727, 5728, 5733, 5737, 5744, 5745, 5748, 5755, 5758, 5760, 5763, 5765, 5774, 5776, 5777, 5778, 5781, 5783, 5784, 5785, 5788, 5789, 5790, 5791, 120-118)	3, 990. 56
	小 計	7, 224. 12

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		<p>82 ~ 89, 105-1, 105-2, 106-1, 106-2, 106-3, 107, 108-1, 108-2, 109-1, 109-2, 110-1, 110-2, 110-3, 111-1, 111-2, 112-1, 112-2, 113 ~ 116, 117-1, 117-3, 118-2, 119 ~ 132, 178-1 林班</p> <p>ただし、以下の小班を除外する          (83 ほ 6, 84 い 1~3, 87 に 2~4, は 1, 2, 4, 6, ろ 1, 4~7, 88 い 1, 2, 5, は 2, 3, 6, ろ 1, 2, 89 い 2~4, 106-2 い 1, 2, 107 ろ 1~4, 6, 108-1 い 2, に 2~5, 9, は 6, 7, へ 2, ほ 1~7, ろ 1, 2, 109-1 い 3, 6, ろ 2, 5, 6, 109-2 い 2, 4, は 1, 3~5, ろ 1, 113 ろ 10~13, 114 に 1~7, は 1~4, ほ 1~4, 6~13, ろ 4, 5, 115 ち 2, に 1~3, 5, へ 2, 3, ほ 2, 4, 5, 7, り 1, 2, 4~11, ろ 7, 116 い 2~4, ち 1~6, と 1~6, に 1, 2, は 7~9, へ 1, 2, ほ 1~8, り 2, ろ 1~16, 117-1 い 1~9, ろ 2~4, 117-3 い 1, 2, 118-2 い 2, 119 い 1, 2, 5~7, に 1~4, へ 1~5, 7, 9~11, ほ 1, 3, 4, 120 い 1, ろ 3, 4, 7, 8, 121 い 2, 3, に 1~4, は 1~11, 13~23, 26, ろ 1, 2, 4, 6, 7, 122 い 2~19, 21~27, 30~32, 34, 35, 37~47, ん 1, 2, ろ 1, 2, 123 い 1, 2, 4, 6~8, 10~17, ろ 2, 4, 6, 11, 13, 14, 124 い 1, 3~8, 10, 12~17, ち 2, と 1~3, に 1, 3~15, 17, 19~24, ん 1, は 2, 3, 5~7, へ 1~3, ほ 1, 2, 4, 5, り 2, 125 に 1, 2, 4~11, は 2~4, ろ 3, 5~8, 126 い 1~4, 128 ち 3~5, と 3, 4, に 1~4, は 1, 2, 4, 5, へ 1, 2, 4, 6, 8, ほ 1~5, ろ 2~4, 7, 8, 10, 129 い 3, 4, に 1, 7~10, は 4, ろ 1~3, 130 い 1~4, 6~12, 14, 15, 18~22, は 1~3, 131 い 2, 3, 5, ろ 3, 132 と 1, 7, 11, に 5, 6, 11, へ 1)</p>	3, 233. 56
--	--	--	--	------------

		民有林	県行分収林 1(971, 1100, 1237, 1640) 2(592, 792, 1506), 3(870), 6(791), 8(679, 1 878), 10(153), 11(1940), 12(1366), 15(352 , 16(869, 2040, 2185), 17(1731, 1816), 22( 1732), 27(12, 25, 71), 28(188, 230, 678, 215 ) , 29(2117), 102(1482), 103(29), 105(194 ) , 108(30), 109(30, 680, 790, 1734, 1941), 1 10(681), 111(594, 1733), 122(972, 1102), 1 23(9, 291, 316, 523, 2186, 2187), 125(7, 9, 3 14, 353), 126(7, 871, 1101), 127(313), 128( 8), 130(8, 1367, 240, 290, 315), 131(1999), 133(6)	214.80
		小 計		3, 448. 36
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林		0.00
		民有林		0.00
小 計		0.00		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林	82(全), 83(全), 84(全), 85(全), 86(全), 124 ち 3, 4, イ 1, 125 い 1~, 128 い 3, 4, 10, イ	739.69
		民有林		
小 計		739.69		
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき		県有林		0.00
		民有林		0.00
小 計		0.00		

	森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林	87~89, 106-1, 106-2, 106-3, 107, 108-1, 108-2, 109-1, 109-2, 113~116, 117-1, 117-3, 118-1, 118-2, 118-3, 119~126, 128~132 林班	3, 442. 83
	民有林	1~32, 101~133 林班	4, 303. 71
	小 計		7, 746. 54
うち特に効率的な施業が可能な森林	県有林		0. 00
	民有林		0. 00
	小 計		0. 00

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

※ 民有林（b）の外数字は林班番号を、かっこ内の数字は台帳番号を示す。

別表 2

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	別表 1 : 県有林(a)に示す区域全て	3, 233. 56
	民有林	別表 1 : 民有林(a)に示す区域全て	3, 990. 56
	小 計		7, 224. 12
長伐期施業を推進すべき森林	県有林		0. 00
	民有林		0. 00
	小 計		

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	県有林	別表1：県有林(b)及び(d)に示す区域全て（ただし、(d)のうち、(e)の区域を除く）	3,973.25
		民有林	別表1：民有林(b)に示す区域全て	214.80
	小計			4,188.05
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林	別表1：県有林(e)に示す区域全て	0.00
		民有林		0.00
	小計			0.00
		県有林		0.00
		民有林		0.00
	小計			0.00

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林面積の約42%を占める個人森林所有者の所有森林の多くは、分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすこと懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、県林業普及指導員、フォレスター、及び町職員等が参加する会合を開催するなどの取り組

みにより、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図る。

また、林業経営の合理化、効率化のため森林施業の集約化を進め、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、森林経営計画を作成することを促進するものとする。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等の林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と実行力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、森林経営管理事業で実施する森林整備に関する詳細事項は、「森林経営管理制度全体計画」で定めるものとする。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図

るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

- (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、市町村森林經營管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

## 5 その他必要な事項

該当なし。

# 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

## 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進する。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、林業普及指導員及び町職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の

分担又は相互提供、林業経営体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。

③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地	架線系 作業システム	5 以上	-	5 以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表1及び表2を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表1 低コスト作業システムの分類例（富士川中流地域森林計画書より転載）

①	ハーベスター + (グラップル) + フォワーダ	車両系
---	--------------------------	-----

②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル(ワインチ)木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+ (グラップル) +スキッダ+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)	
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)	架線系

表2 低コスト作業システム選択表（富士川中流地域森林計画書より転載）

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

#### <傾斜区分>

緩：20° 未満 中：20° 以上～30° 未満 急：30° 以上

#### <路網密度区分>

疎：50m/ha 未満 中：50m/ha 以上～100m/ha 未満 密：100m/ha 以上

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

①開設

単位：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開 設	自動 車道	林道	富士川町 (旧増穂)	足 駒 峠	1.4	1,652	○		
〃	〃	〃	〃	矢 川 平 尾	0.8	13	—		
〃	〃	〃	〃	仙 洞 田	0.7	68	—		
〃	〃	〃	〃	メ ハ ジ キ	0.7	48	—		
〃	〃	林業 専用道	富士川町 (旧増穂)	赤石高下支 線 1号支線	1.2	126	○		
〃	〃	〃	〃	赤石高下 1号支線	1.2	86	○		
〃	〃	〃	富士川町 (旧鰍沢)	足 駒 峠 2号支線	1.0	73	○		
〃	〃	〃	〃	五 開 茂 倉 1号支線	3.0	246	○		
開 設 (改築)	〃	林道	富士川町 (旧増穂)	丸 山	(1.0)	2,244	○		
〃	〃	〃	富士川町 (旧鰍沢)	五 開 茂 倉	(1.0)	2,408	○		
〃	〃	〃	〃	五 開	(4.0)	228	—		
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	(1.0)	50	—		
開設合計				(4) 8	(7.0) 10.0				

拡張

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長(m) 及び 箇所数)	(利用区 域面積 (ha))	前半 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
拡 張 (改良)	自動 車道	林道	富士川町 (旧増穂)	丸 山	0.5	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	丸 山 支 線	0.5	93	—		
〃	〃	〃	〃	櫛 形 山	0.5	2,679	○		
〃	〃	〃	〃	足 駒 峠	1.5	1,652	○		
〃	〃	〃	〃	赤 石 高 下	1.0	753	—		

〃	〃	〃	〃	池 の 茶 屋	1. 0	113	—		
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線	1. 0	290	○		
〃	〃	〃	〃	北 山	4. 7	83	—		
〃	〃	〃	〃	箱 平	2. 6	81	—		
〃	〃	〃	〃	大 久 保 平	0. 5	86	—		
〃	〃	〃	〃	仙 洞 田	0. 5	68	—		
〃	〃	林業 専用道	〃	赤石高下支線 1 号 支 線	0. 4	126	—		
〃	〃	林道	富士川町 (旧鰐沢)	五 開 茂 倉	0. 5	2, 408	○		
〃	〃	〃	〃	富 土 見 山	1. 0	2, 313	○		
〃	〃	〃	〃	五 開	0. 5	228	—		
〃	〃	〃	〃	日 向 町 梅 久 保	0. 5	103	—		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋	1. 0	53	—		
〃	〃	〃	〃	柳 川 箱 原	1. 0	93	—		
〃	〃	〃	〃	立 石 清 水	1. 0	225	—		
〃	〃	〃	〃	奥 山	0. 5	49	—		
〃	〃	〃	〃	花 房	0. 5	63	—		
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	0. 5	90	—		
〃	〃	〃	〃	清 水 鳥 屋	0. 5	141	—		
〃	〃	〃	〃	小 塚	1. 0	104	—		
〃	〃	林業 専用道	〃	足 駒 峠 1 号 支 線	2. 0	99	○		
〃	〃	〃	〃	足 駒 峠 2 号 支 線	0. 8	73	○		
改良小計				26	26. 0				
拡 張 (舗装)	自動 車道	林道	富士川町 (旧増穂)	足 駒 峠	1. 0	1, 652	○		
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線	1. 0	290	○		
〃	〃	〃	〃	箱 平	1. 0	81	—		
〃	〃	〃	〃	北 山	0. 5	83	—		
〃	〃	〃	〃	天 池	0. 5	129	—		
〃	〃	〃	富士川町 (旧鰐沢)	日 向 町 梅 久 保	0. 5	103	—		
〃	〃	〃	〃	立 石 清 水	0. 5	225	—		
〃	〃	〃	〃	奥 山	0. 5	49	—		

〃	〃	〃	〃	花 房	0.5	63	—		
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	0.5	50	—		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋	0.5	53	—		
〃	〃	〃	〃	柳 川 箱 原	1.0	93	—		
〃	〃	〃	〃	清 水 鳥 屋	1.0	141	—		
舗装小計				13	9.0				
拡張合計				39	35.0				

※ 1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

- 2 拡張にあっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。
- 3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
- 4 位置欄は字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。
- 6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の計画箇所欄に〇印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要のある場合は、備考欄に記載する。
- 9 かっこが付された項目の記載は任意とする。
- 10 対図番号については富士川中流地域森林計画による。

#### ウ 基幹路網の維持増進に関する事項

富士川町が作設した基幹路網については富士川町を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

#### （2）細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本町ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかか

らない) 構造とする。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

### 4 その他必要な事項

該当なし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の個人森林所有者の大部分は5ha未満の零細所有者であり、分散化しているため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の集約化を進めるに当たっては、意欲と能力のある林業経営体等による森林経営の集約化、並びに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入による作業の合理化及び効率化に努めることにより、安全かつ安定的な労働環境を作ることにより林業従事者の養成及び確保を推進する。また森林組合は作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化に努めることとする。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ①林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、林業への意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする。

##### ②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっている、林業経営体が地域の森林整備の担い手として、安全作業を第一とし、安定した経営ができるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木

材消費の開拓について町として検討をすることとし、林業経営の活性化を高めるようにする。さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努めることとする。

### (3) 林業経営体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業経営体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や連携、経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

従前はチェーンソー、林内作業車、小型集材機による作業が一般であり、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るために、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努めるものとする。

### (2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスター
造 材		チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ ハーベスター
集 材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 グラップル (ウインチ) 小型集材機 スイングヤーダ
造 林	地 拵	チェーンソー	チェーンソー グラップル クラッシャー
保育等	下 刈 枝 打	刈払機 人 力	刈払機 リモコン自動枝打機

### (3) 林業機械化の促進方策

- ①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。
- ②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業路網の整備を行うものとする。
- ③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行うものとする。
- ⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源量が充実しているにも関わらず、生産流通の担い手不足や木材利用の取り組みが不足しているため停滞している。峡南森林組合においては、平成15年度までに林業構造改善事業により整備した木材流通加工施設により、町産材を加工し積極的な需要開拓を推進するよう支援する。

木材の流通に対する施策としては、富士川町内公共建築物等における木材利用促進に関する方針により、公共建築物の木造、木質化の促進に努めるものとする。

素材生産については、利用間伐を中心にその計画的な実行を図り、間伐材の搬出に努め、公共土木工事等における新たな需要の開発を検討し、間伐材の有効利用に努める。

また、平成15年4月に県有林がFSC認証を取得したことから、FSC認証材の識別・判別方法及び認証材の加工・流通経路を追跡するCOC認証について、素材生産業者等の取得を促進し、FSC材の需要拡大を図る。

#### ○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備状況

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場 (峡南森林組合)	鰐沢新居山	1,764 m <sup>3</sup>	△1	なし	なし	なし	

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

富士川町内において、ニホンジカによる樹木の剥皮被害や植栽木の食害が多く見受けられることから森林の適切な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカに対し森林整備補助金等も活用しながら次のア又はイの方法を単独で又は組み合わせることにより防止対策を実施する。特に人工植栽を予定している森林については、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

また、富士川町鳥獣被害防止計画に基づいた被害防止対策との連携を図り、地域の農林業発展のための広域的な防除に努めるものとする。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、森林所有者や林業経営体からの聞き取りによる情報収集や現地調査による森林モニタリングの実施等。なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの）をいう。）誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域			面積(ha)
ニホンジカ	県有林	82～89, 107, 122～125		4,035.20
		130～132, 178～1林班		
	民有林	12～28, 101～104, 123 125, 126, 132, 133林班		

#### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

また、鳥獣害の防止方法の実施状況の確認がされていない場合には、森林所有者等に対する助言、指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病害虫等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び富士川町松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松くい虫被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

ナラ枯れについては、令和元年11月に南部町と身延町で被害発生が確認された。町内では未だ発生の報告はないが、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから10月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化と防除に努め、被害拡大の未然防止を図ることとする。

なお、森林病害虫等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合については、森林所有者の理解を得ながら、駆除及び被害木の伐採・有効利用に関する指導を行うこととする。

#### (2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、クマによる剥皮被害が見受けられるため、その被害防止に向けて、町、森林組合、森林所有者等が協力した計画的な防護柵の設置や剥皮防止帯の設置等の予防措置を行うものとする。

また、野生鳥獣との共存や棲み分けに配慮した針広混交林の整備、里山林の除伐、間伐等の森林整備を行うこととする。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを恩賜林保護組合にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林業害虫の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、富士川町火

入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
民有林 4、6～9、16、19、 23～26、28林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	伐採方法：皆伐 方 法：人工造林

※なお、病害虫のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

### (2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法  
に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について。次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積 (ha)
1	県有林	82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89 林班	1, 147. 71
	民有林	なし	
2	県有林	122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132 林班	2, 845. 53
	民有林	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 林班	
3	県有林	118-1, 118-2, 118-3, 119, 120, 121 林班	1, 893. 21
	民有林	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 32, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131 林班	
4	県有林	105-1, 105-2, 106-1, 106-2, 106-3, 107, 178-1 林班	847. 30
	民有林	101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 132, 133 林班	
5	県有林	108-1, 108-2, 109-1, 109-2, 110-1, 110-2, 110-3, 111-1, 111-2, 112-1, 112-2, 113, 114, 115, 116, 117-1, 117-2, 117-3 林班	2, 443. 77
	民有林	111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121 林班	

※ 民有林は地域森林計画対象森林のうち、県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

### (2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

## 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

一部の町有林は木材として利用可能な林分となっているが、過密な状態であるため、間伐等の森林整備が必要である。林道沿いで搬出しやすい林分については、利用間伐又は皆伐・再造林により木材を生産して町内の公共施設等への利用を進めることとする。

里山整備の一環としては、大柳川渓谷遊歩道や十谷の森等を活用した観光との連携やみさき耕舎等の町内活性化施設を活用した木工品等の販売を行い、地域の活性化を図るとともに資源の循環利用について普及する。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林を木材資源として活用するだけではなく、森林が持つ有益な機能を活用するために、本町では町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、各種イベントの中に森林体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

また、十谷地区の県有林と民有林を合わせた約1,600haの森林が森林文化の森「十谷の森」として指定されており、地元と協力し渓谷散策などのイベントを実施することにより、森林の大切さを伝えていく。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

本町では三つの小・中学校で緑の少年少女隊が結成されており地元地区の緑化に貢献している。

また、県や町で行う各種イベントを通じて、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むように、森林づくりへの住民参加を推進する。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していく。

## 7 その他必要な事項

### (1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源涵養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	なし

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

#### ※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s}{V_o} \times (7/10)$$

$V_o$

$V_o$  : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

$V_s$  : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日に  
おける森林の立木の材積の 10 分の 3 . 5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10  
分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当  
該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね 1 ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3, 000  
本を超えるときは、3, 000 本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V_{2/3})$$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出さ  
れる 1 ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようなになる。

V <sub>2/3</sub>	5	6	7	8	9	10	11	12
(5/V)	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V <sub>2/3</sub>	13	14	15	16	17	18	19	20
(5/V)	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は富士川町森林整備計画で定める標準伐期齢による。

#### イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第 44 条で定められた場合を除く。

#### ウ 自然公園内の施業方法

##### ① 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第 20 条  
第 3 項及び第 21 条第 3 項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園に  
あっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 别 保 護 地 区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民 の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防 除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、 または測量のため行われるものは、この限りでない。

第一種 特別地域	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種 特別地域	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法による。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法による。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。            ① 一伐区の面積は2ha以内とする。            但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。            ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。

## ②県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

## エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な

行為となる。砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として抲伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散されるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

#### オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

#### カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。</p> <p>また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>
伐採の限度	皆伐できる伐採の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：択伐対象面積300m<sup>2</sup>

②自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率20%

b その他の場合：伐採対象面積2,500m<sup>2</sup>

③自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、町林務担当部局、県林務環境事務所、県森林総合研究所、林業経営体との連携を密にして、森林施業に関する新技術の普及啓発に取り組み、森林所有者に向けては、林業経営及び森林管理に関する普及・指導に努めることとする。

#### (3) 町有林の整備について

現在は人工林を中心に247.81haの森林を所有しており、人工林については森林組合等の林業経営体に森林整備を委託し、森林保全及び町産材の生産に努めていく。

#### (4) 森林化した農地の整備について

適切な管理がされず耕作が放棄されている農地の中には、森林の中に介在し、あるいは農地と森林との境界に位置し、現況森林となって周囲の森林と一体化しているものが多い。これらの農地の内、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められるものについては、農地法等による手続きを行い、地域森林計画対象森林に編入した上で、森林整備を進める事を検討することとする。

#### (5) 森林環境譲与税の使途に関する活用方針

##### 1) 森林環境譲与税（以下、「本税」という。）の活用に関する基本的な活用施策

- ① 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る。
- ② 森林・林業の人材育成・担い手対策を進める。
- ③ 本町の実行体制の充実を進める。
- ④ 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進する。
- ⑤ 森林・林業についての普及啓発を進める。

##### 2) 事業の優先度

本税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多くの面積を占める本町の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを使途として優先して位置づけることが適当である。そのため、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な使途として活用する。

###### 【優先順位】

【高】 ①森林整備

【中】 ②木材利用の促進、③町の実行体制整備

【低】 ④人材育成・担い手対策、⑤普及啓発

##### 3) 使途に関する留意事項

- ①森林整備の促進

本計画Ⅱ第5-4「森林経営管理制度の活用に関する事項」に基づく、森林整備やその他、森林整備を促進するための事業費に充てる。

②木材の利用の促進

木材利用の促進が本税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、町が実施する木造公共建築物の整備や、県産材を活用した公共施設等の木質化、エネルギー利用として地域木材を活用した木質バイオマスの活用など、公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てる。

③町の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、地域林政アドバイザーの雇用や、林務担当職員の技術力向上にかかる研修、本税関連事業の執行上必要となる人件費や協議会（検討会等）の運営費及び備品整備などの経費に充てる。

④担い手の確保及び育成

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠となる。このため、これらの対策に要する経費に充てる。

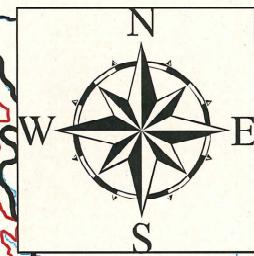
⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

町民や都市住民への森林整備の理解醸成に必要となる普及啓発活動（木育活動含む）に要する経費に充てる。

⑥協議会（検討会等）

本税の使途については原則①～⑤とするが、必要に応じて関係団体等を構成員とする協議会（検討会等）を開催し、活用方法を検討するものとする。

## 富士川町森林整備計画概要図(ゾーニング)

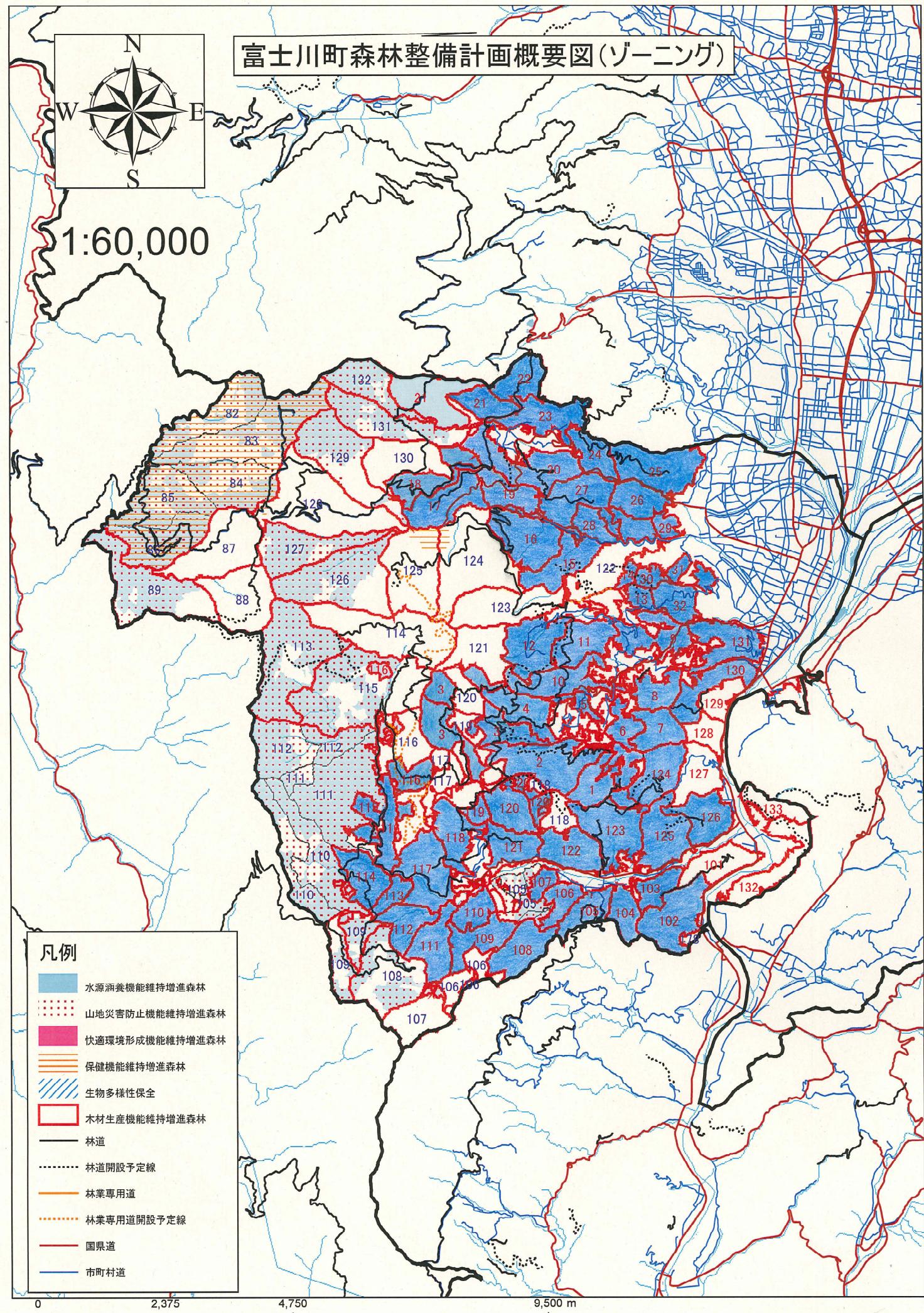


1:60,000

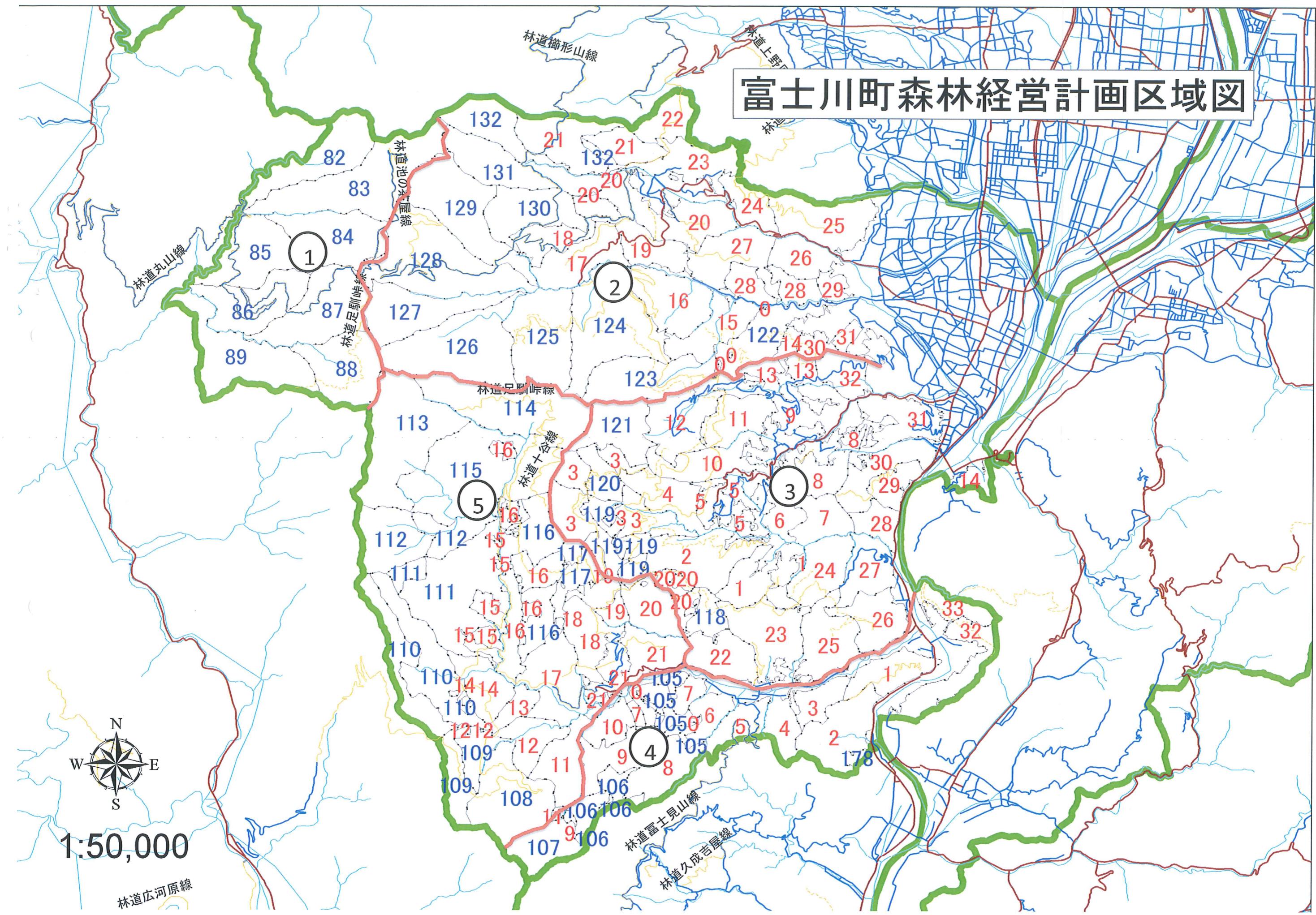
### 凡例

- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止機能維持増進森林
- 快適環境形成機能維持増進森林
- 保健機能維持増進森林
- 生物多様性保全
- 木材生産機能維持増進森林
- 林道
- 林道開設予定線
- 林業専用道
- 林業専用道開設予定線
- 国県道
- 市町村道

0 2,375 4,750 9,500 m



# 富士川町森林經營計画区域図



## 富士川町鳥獣害防止森林区域図

